

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年（2016年）10月21日付け平28人事第278号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成28年10月19日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「県において訓告等の内部処分の詳細が分かる文書（今年1月～10月19日まで）※懲戒処分を受けた職員の上司に対する監督責任関連は除く」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「県において訓告等の内部処分の詳細が分かる文書（今年1月～10月19日まで）※懲戒処分を受けた職員の上司に対する監督責任関連は除く」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成28年10月30日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の一部取消しを求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

実施機関は、今回の審査請求人の開示請求に対して、2件の文書を特定し、部分開示しているが、訓告を受けた職員の所属部署名は全て非開示となっている。なお、実施機関によると、訓告の被処分者の所属部署名称は、本庁勤務の場合には「〇〇部〇〇課」、他に出勤先機関勤務ならば出勤先機関名を記載するという。

##### ・ 条例第11条第2号の該当性について

実施機関は、今回の処分において条例第11条第2号を適用しているが、訓告を受けた職員が所属する部の名称（〇〇部）は開示しても、県組織における部単位の職員数は多数のため、特定の個人の識別又は識別され得る可能性は考えにくく、必要以上に非開示箇所があると考えられる。

また、〇〇県では毎年、懲戒処分と内部処分を同県ホームページ上において総括的

に公表しているが、その際に訓告処分でも所属する部の名称は公表している。

よって、実施機関は少なくとも訓告を受けた本庁勤務の職員においては所属「部」の名称は非開示決定を取り消し、開示するべきである。

- ・ また、県の出先機関の所属の場合、各出先機関は県内の各地域ごとに配置されていることが多い上、所属する職員数も多いため、地域名を除いて出先機関の名称は開示されるべきと考える。

### 3 実施機関の理由説明に対する意見

審査請求人は、本件請求に際し、実施機関が2件の訓告書である本件公文書において職員の所属先を全て非開示としたため、本庁の所属及び出先機関の所属の2つの場合を想定して理由を述べている。

なお、審査請求の直後、実施機関より審査請求人に対し電話照会があった際、担当者より、本件公文書は、本庁の所属ではなく、出先機関所属の職員であると明かされたので、本庁の所属の場合についての議論は、審査請求人は今回の反論書においては行わない。よって、実施機関が弁明書において本庁所属の場合についての記述は棄却を求める具体的な理由にはならないと考える。

また、実施機関は、実に計79もの県の出先機関の名称をリストアップした上、①「地域名がない所属」（10所属）、②「地域名以外が単独名称の所属」（6所属）、③「地域名が1文字の所属」（8所属）の3つのカテゴリーに区分けしている。

一方、①～③以外の残りの計55の出先機関に関しては、今回の弁明書において実施機関が具体的に弁明していない以上、審査請求人の主張を認めたものと判断する。

強調しておきたいのが、本件公文書はわずか2件である。しかし、実施機関は本件公文書がどのカテゴリーに属しているのか全く特定しないまま、多数の出先機関を一律に論じている。よって、実施機関は本件公文書が上記のどのカテゴリー等に含まれるのか特定した上で論点整理を行い、個別かつ的確に弁明するべきである。

実施機関は、出先機関の名称を開示すれば「特定の個人が識別され、又は識別され得る」とほぼ断定しているが、本件公文書においては、出先機関の名称の一部若しくは全部開示しても、特定個人の識別可能性の判断については、一般人が通常入手可能な情報と当該情報を組み合わせたとしても特定の個人を識別することは困難である。

なお、実施機関が2015年、停職6か月の懲戒処分を公表した際、当時の報道によると処分を受けた主査級男性職員について「県税事務所」と所属先を公表している。

最後に実施機関は速やかに審査会へ諮問を行うべきである。その際、反論書は要約せず全文を提出すること。

## 第4 実施機関の説明要旨

審査請求人は、本件処分について、所属名を本庁職員であれば、部の名称、出先

機関であれば地域名を除いて開示すべきとし、所属名を全て非開示としていることは、条例第11条第2号には該当しないことから、本件処分を取り消し、再度開示決定すべきと主張する。

しかし、本庁の場合、産業戦略部や労働委員会事務局など、職員が少数で、課が存在しないことから、部や事務局名を開示することは、所属名を公表していることと同じであり、特定の個人が識別され得る。

また、出先機関の場合は、地域名のない所属もあること、地域名を除く名称が単独の事務所が存在すること、地域名を非開示にした場合の文字数で事務所名が特定し得ること（（例）土木建築事務所の場合、萩地区は1文字であるが、その他は地域名が2文字であるため））から、地域名を除いて開示した場合には、所属が特定できる場合があり、特定の個人が識別され得る。

よって、所属名を全て非開示にすることは、条例第11条第2号に該当することから、この審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、実施機関における内部処分に当たり、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

### 2 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

### 3 条例第11条第2号該当性について

#### (1) 条例第11条第2号本文への該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、内部処分を受けた者の所属及び氏名（以下「本件非開示情報」という。）が記載されていることを確認した。

本件非開示情報は、その記載部分の物理的性状、内容、作成目的等に照らせば、ひとまとまりの一体的な情報として捉えるのが相当であり、内部処分を受けた者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第11条第2号本文に該当する。

(2) 条例第11条第2号イからニまでへの該当性について

本件非開示情報は、条例第11条第2号イ及びハのいずれにも該当するものではないことは明らかであり、記者発表等により公表されている事実も認められないことから、同号ロにも該当しない。

また、本件公文書の中に内部処分を受けた者に分任された職務に関する情報が含まれているとしても、内部処分を受けることは、当該者の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第11条第2号ニの規定にも該当しない。

よって、本件非開示情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、同号イからニまでのいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等  
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成29年 1月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成29年 2月 7日	事案の審議を行った。
平成29年 4月24日	事案の審議を行った。
平成29年 6月12日	事案の審議を行った。
平成29年 8月 8日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	
森 永 敏 夫	公認会計士	会長職務代理者

(平成29年8月8日現在)